

1 開催日時 平成 26 年 7 月 11 日 (金) 10 : 00~11:30

2 開催場所 富山県庁 4 階大会議室

3 出席者

(1) 都市計画審議会出席委員

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| ・ 弁護士 | 細 川 俊 彦 |
| ・ 北陸経済研究所主任研究員 | 石 黒 厚 子 |
| ・ 富山県商工会議所女性会連合会会長 | 梅 田 ひろ美 |
| ・ 富山県建築士会理事 | 小 見 美由紀 |
| ・ J A 富山県女性組織協議会前会長 | 細 田 かずゑ |
| ・ 富山県立大学教授 | 川 上 智 規 |
| ・ 金沢大学教授 | 高 山 純 一 |
| ・ 富山短期大学教授 | 西 井 啓 子 |
| ・ 県議会議員 | 筱 岡 貞 郎 |
| ・ 県議会議員 | 四 方 正 治 |
| ・ 北陸農政局長代理 | 渡 邊 貴 康 (農村振興課課長補佐) |
| ・ 北陸地方整備局長代理 | 館 敏 幸 (広域計画課長) |
| ・ 中部経済産業局長代理 | 壁 谷 勢津子 (地域振興課長) |
| ・ 北陸信越運輸局長代理 | 畑 山 修 (富山運輸支局首席運輸企画専門官) |
| ・ 富山県警察本部長代理 | 松 島 義 彦 (交通規制課長) |
| ・ J R 西日本金沢支社長代理 | 塚 本 大 輔 (企画課長) |

(2) 事務局

- | | |
|----------------|-------|
| ・ 富山県土木部都市計画課長 | 水 口 功 |
|----------------|-------|

4 配布資料

- ・ 次第
- ・ 配席図
- ・ 名簿
- ・ 条例等規程
- ・ 都市計画審議会議案書

5 議 事

(議 案)

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 議案第 1 号 | 富山高岡広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について |
| 議案第 2 号 | 富山高岡広域都市計画区域区分の変更について |

(司 会)

定刻となりましたので、始めさせていただきます。第165回富山県都市計画審議会の開会に先立ちまして、審議会の定足数について申し上げます。委員22名のうち、16名の方にご出席いただいています。出席者数が半数以上となっていますので、富山県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本日の審議会は有効に成立している旨をご報告します。

次に、各議案についてご審議いただく委員について申し上げます。当審議会では委員のほか、臨時委員に審議及び議決に参加していただくこととなっており、委員12名、臨時委員4名、計16名でご審議いただきます。

次に、本審議会の委員に交代がありましたので、ご紹介させていただきます。北陸農政局長につきましましては、齋藤政満様に代わりまして雑賀幸哉様に、北陸信越運輸局長につきましましては、和辻健二様に代わりまして徳永泉様に新たに委員としてご就任いただいていることをご報告します。また、本日ご出席の委員のご紹介につきましましては、お手元の配席図をもって代えさせていただきます。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。お手元に次第、配席図、審議会委員名簿、本日審議いたします第1号議案と第2号議案の議案書、参考資料を配布しています。併せて、この審議会の根拠となります都市計画審議会条例、運営要綱、審議会の公開に関する取扱い要領につきましても配布していますので、ご確認いただきたいと思います。配布漏れがありましたら、お申し出ください。

審議会の公開についてご説明いたします。この審議会は原則公開としています。詳細につきましましては、お手元に配布しています資料に本審議会の公開に関する取扱い要領がありますので、ご確認いただきたいと思います。ただし、個人情報保護や審議会の構成、円滑な議事の確保の観点から、取扱い要領第2に規定する一定の事項の審議につきましましては、会長がこの審議会に諮って非公開とすることができることとなっていますので、お伝えいたします。

なお、この審議会の審議結果及び議事録につきましましては、審議会終了後、ホームページに掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、進行につきましましては細川会長にお願いします。

1. 開会

(会 長)

おはようございます。梅雨のさなか、また台風と重なりましたところ、お集まりいただきありがとうございます。京都では祇園祭の季節になりました。祇園祭を乗り切れば1年間無病息災で過ごせるとよくいわれています。

この都市計画審議会は年に4回ほど季節の節目に開催されています。こうして3、4カ月ぶりに皆さんにお会いできたことは、私どもの健康を確認する極めてよい機会だと思います。本日もいつもと同じように、活発な議論がなされることを大いに期待しています。それでは、よろしくお願いいたします。

次に、審議会運営要綱第4条2項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。石黒委員と西井委員をお願いします。

本日は都市計画法に基づき、知事から審議会に付議された二つの議題について審議していただきます。議案第1号と議案第2号は関連する内容となっておりますので、まとめて事務局から説明していただきます。議案第1号と議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

2. 議事

(事務局)

皆さま、おはようございます。事務局を預かっています都市計画課長の水口と申します。細川会長をはじめ、委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、また、台風8号の影響で足元の悪い中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日の第165回富山県都市計画審議会は、議事として議案が2件ございます。「富山高岡広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」及び「富山高岡広域都市計画区域区分の変更について」です。これから当案件について順次ご説明させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

議案第1号 富山高岡広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

(事務局から議案第1号及び議案第2号について説明)

(会長)

ただ今の二つの議案について、ご意見を賜りたいと思います。議案第1号の方は随分たくさんの文章が出ていますが、これは小委員会か何かで検討されたものなのでしょうか。

(事務局)

小委員会の中でご検討いただいた内容をベースにして、県の方で策定し、市町村と関係機関と調整して今日に至っています。

(会長)

今この会議の場において、この長文のどの部分が妥当であり、どの部分が妥当でないかということをはなやかに議論できません。小委員会での見解を基にして作られたものなのですね。

(事務局)

そうです。

(委員)

人口フレームの基準年が平成17年になっていますが、この年の取り方には決まりがあるのでしょうか。今は平成26年なので、新しい数字が出ています。何か決まりがあつて平成17年になっているのでしょうか。あわせて、第1章「富山県の都市計画の方針」の「人口と都市構造」というページに数字が色々書かれています。20年後の人口や合計特殊出生率について平成23年の数字が出ていますが、現在新しい数字が出ているので、もし年取りに決まりがないのであれば、このあたりは新しい数字にされてはどうかと思います。

もう1点ですが、富山高岡広域都市圏の区域として、前回のものはまだ合併前でしたので、詳しく何々町と書かれていましたが、今回のものは富山市、高岡市、射水市の3市となっています。でも3市全体ではないですね。そこはもう少し詳しく、富山市であれば旧富山市とか、高岡市であれば旧福岡町を含まない高岡市とか、図とあわせて文言として書く必要はないのでしょうか。

その2点について、お聞きしたいと思います。

(事務局)

まず、人口フレームについては、専門小委員会の時期から検討に着手しています。その当時の直近の平成17年における国勢調査結果が、将来人口推計の基礎数値として使われています。その後策定された県の総合計画においても、平成17年の国勢調査結果が推計に使われています。県の都市計画区域マスタープランなので、県の最上位の計画である総合計画と整合を図った上でマスタープランを定めることとし、このような結果となっています。

それから、区域の中の富山市であれば、旧富山市と一部婦中町、あるいは高岡市であれば旧高岡市であり、行政区域の全域ではないという点につきましてはご指摘のとおりです。委員のおっしゃるとおり、図示でご理解を賜るということで、図を記載しています。

ただ、地域別の方針のところでは、富山市地域、高岡市地域としか書いてありませんが、富山高岡広域都市計画区域における富山市の行政区域に属するところという趣旨で書いており、確かに説明不足の感は否めないと思います。この点につきましても、3市の方が分かりやすいことから、このような表現にしています。何とぞご理解を賜りたいと思います。

(委員)

詳しく書くと不都合があるのですか。昨年こうした場で同様の意見を言ったときに、富山市は幾つもの都市圏があるというようなことをおっしゃっていたので、やはり地域のところだけにでも富山市全体を含んでいないことを書くべきではないでしょうか。書くことによほど不都合があるということではなければ、はっきり示されても問題はないと思います。地域ごとのところに何か深い意味があるのでしょうか。

(事務局)

富山市とのお話ということですが、この内容については富山市に意見照会しているところです。昨年の経緯も踏まえ、富山市の都市計画審議会において、この記述内容について意見を聞いていただいています。その場においても、県の策定している原案どおりでよいとご了解いただいています。

(会長)

富山市が了解すればよいという問題ではなく、表示として正確であるかどうかという問題ではないのですか。図面と文章で表すものが正確であるかどうかという次元の問題だと思います。

ですから、委員のお話のように、平成何年何月市町村合併前の富山市とか、合併前の高岡市といった記述をすれば図面と一致するわけです。少し長くなりますし、行政の場合の標記の仕方と若干違うかもしれませんが、常に物事を正確に書く習慣が身につけているので、そうした記述にされた方がよいのではないかと思います。

(委員)

一般の方が読んだときに誤解を招かないものが本来の表記だと思います。ですから、会長が言われるように、「※」を付けて、読んだときにどうしても長くて不都合があれば、高岡市、富山市というところに「※1」とか「※2」を付けて、但し書きで表記すれば特に問題はないと思います。

(事務局)

委員のご指摘のとおり、誤解の生じないような工夫を事務局の方で加える方向で検討したいと思います。よろしいでしょうか。

(会長)

皆さん、それでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

(会長)

次に、私から質問です。人口フレームというものがありますね。平成33年为目标年になっていますが、これは推計を表しているのだと理解しています。実際に推計どおりになることは非常に大切ですが、もちろん誤差が生じるのはやむを得ないことです。過去に、平成12年と平成22年で同じことを行っていますが、過去はどの程度誤差が少なかったのでしょうか。要するに、推計の手法の正確性を知りたいのです。平成12年の基準と平成22年の目標を比べると、現実はどうだったのでしょうか。

(事務局)

参考資料の7ページにあります区域区分の変更の新旧対照表にある人口フレームの部分をご覧ください。新旧それぞれの人口が書いてあります。「旧」の現都市計画決定では、平成22年の目標年において61万4600人と書いてありますが、22年の実績はどうだったのかというご質問です。この表を使って説明させていただきます。

平成16年の設定時点では、目標年である平成22年における将来の都市計画区域人口は、今ほど申し上げた61万4600人としておりました。その後、平成22年に国勢調査が行われており、その実績値を基にした推計値によると、都市計画区域人口は60万8100人となっています。目標から6500人下回りました。

平成16年当時も今回と同じ国立社会保障・人口問題研究所で出しておられる将来推計を用いています。富山高岡広域都市計画区域については、平成16年当時は先ほどご覧いただいたように微増でしたので、それが反映されたものだと考えられます。

しかし、今回同研究所の推計が新たに見直されており、その中では人口減少を反映して右肩下がりの予測が出されています。県の方でも右肩下がりになっているので、今回「新」の表に書いてある平成17年の都市計画区域内人口を61万1100人とし、平成33年の目標年では57万4200人として、人口減少を前提とした人口フレームに見直しています。

(会長)

平成22年の市街化区域内人口はどれくらいでしたか。

(事務局)

市街化区域内人口については、47万5000人に対して、中心市街地の空洞化が進んだことから、45万4900人となり、マイナス2万100人となっています。推計としてはさらに下がっています。緊急の課題である中心市街地の活性化に努めることとして、マスタープランにも記載しています。

(委員)

2点ほどお聞きしたいと思います。まず、射水市の地域に関しては、外国人の居住が富山、高岡と比較して多いと思うのですが、その点についてこの都市計画の中に記載するという観点はないのでしょうか。

もう1点は、議案第1号の23ページに主要な施設の整備目標として、10年以内に整備する主要な施設が書いてあるのですが、その施設の整備と②にある公共交通のネットワーク化の推進や高齢社会にふさわしい、人にやさしい交通体系の構築の関連性についてお聞きしたいと思います。

(会長)

私から委員にお尋ねしたいのですが、外国人が多いということは都市計画の

どういう分野で関わってくるのですか。産業構造でしょうか。

(委員)

産業構造や地域のコミュニティという関係においても、自治会における人間関係にも関わってきます。また、教育との関係性もあると思います。

(会長)

事務局の方から説明していただけますか。

(事務局)

もし、射水市に特有の内容を書くとしたら、マスタープランの中の「地域の将来像」という部分になります。議案書第1号の目次で言うと、12ページが該当します。続くページの「射水市地域においては」と書かれた部分に書くことになるのですが、県のマスタープランは広域という観点から、市の総合計画等を参考にして概念のようなものを書いています。

最初にお示しした参考資料の1ページの「都市計画区域マスタープランの構成」という模式図をご覧ください。県の「都市計画区域マスタープラン」の他に、右欄外に「市町村都市計画マスタープラン」を示しております。

市の都市計画マスタープランにおいては、県のマスタープランよりもさらに細かい記述がなされています。県の方では広域的な見地から基本的な方針を書いているので、その中身については総括的な内容に限られてしまいます。それを補うのが市町村のマスタープランなので、「産業の面での外国人の増加」といった細かい内容については、市の方で記載していただくように、射水市に相談していきたいと思います。そのような対応でよろしいでしょうか。

もう一つは、公共交通の推進と道路整備がどのようにリンクするかというご質問ですが、公共事業として行う道路整備については、個別の場所ごとに、県や市、場合によっては国にもお願いして「実際の整備に取り組む」ということをある程度の確度を持って書き込むことができます。しかし、公共交通については、基本的に民間を主として取り組まれているので、今の段階では個別の箇所や中身を都市計画区域マスタープランの中に位置付けることができません。

公共交通も道路整備も大事なので、マスタープランには双方記載しているのですが、個別の箇所についてはほとんど道路しか書いておりません。

双方それぞれ大事ですし、特に公共交通に関しては、これからの少子高齢化を考えますと、ますます活用していかなければいけない施設だと思います。しかし、公共交通については個別具体的に書けないという実情をご理解いただければと思います。

(委員)

二つ質問があります。一つは、先ほど説明された参考資料3ページの小委員会での都市計画区域再編の方向性についてです。①の「これまで通り、広域都

市計画区域として運用」する、「線引きと非線引きが混在する合併市（富山市・高岡市）については、当面、1市2制度で運用」という方針が示されたのですが、原則的には一つの市の中で二つの都市計画制度の区域が混在することに対して、私は非常に違和感を持っています。同じ市に住んでいて制度が違っていると、ダブルスタンダードになるので、本来あまりよくないのではないかと常々思っているのですが、このように決めた背景をお示しいただきたいと思います。もう一つは、「当面」と書いてあるということは、恐らくこの状態はいずれ解消される方向に向かうと読み取ることができるのですが、この「当面」とはどれくらいの期間を意味しているのかということをお尋ねしたいと思います。これが1点目です。

もう1点目は、議案第2号の区域区分の変更の説明の中で、平成17年度を基準年として、平成33年度に人口が減っています。世帯分離等で世帯が増えると考えられるため、この留保する人口の3600人で区域区分の見直しをしたいということだと思いますが、世帯分離による世帯の拡大圧力というか、増加圧力がどれだけあるのかという点について示されなかったもので、具体的にどれくらい増加傾向にあるのか、お示しいただきたいです。この二つをお伺いします。

（事務局）

まず、参考資料3ページの地図をご覧ください。小委員会の方で取りまとめられたものです。富山高岡広域都市計画区域について、「広域都市計画区域として運用すること」、「混在する合併市については、当面1市2制度で運用すること」、同時に「当面」とした背景についてあわせて説明させていただきます。

市街化区域と市街化調整区域を区分する線引き制度のもとでは、調整区域においては厳しい規制がかかっている、原則開発行為ができない区域となっています。その外側に隣接する非線引きの都市計画区域においては、開発行為については一定の条件の下、許可の対象とされています。仮に、例えば富山市や高岡市の線引きが適用されていなかったエリアに線引き制度が適用されると、適用されていなかった範囲に市街化調整区域が新たにできることとなります。そうなった場合、これまである程度開発が認められていたところで開発ができなくなることとなります。原則開発を抑制すべき区域になるので、新たにその区域に含まれる方々のコンセンサスの形成に相当時間を要するものと考えられます。

一つの区域に統一する方法としては、線引きを継続して一つの区域とする方法と非線引き区域として統一する方法があります。例えば、高岡市では旧の高岡市が線引きされていて、福岡が線引きされていないという状況ですが、高岡も福岡も一つの都市計画区域にして全部線引きすると、福岡も線引きが適用され、その調整区域となる区域において、規制が非常に厳しくなります。

もしくは、線引きしないという選択肢をとると、高岡市で一生懸命進めておられる中心市街地の活性化を図っていくことが難しくなり、郊外への拡散が進むこととなります。また、都市計画税など税制も連動して変わってきます。ど

ちら側に統一するにしても、富山市と高岡市のそれぞれにおいて、市民の方々にご参加いただき、相当の議論をしていただく必要があると思います。

そうした中で、市町村合併を踏まえ、今このマスタープランの策定とそれに連動する都市計画区域を決めるに当たっては、先ほどご説明した線引きについての相当の議論をしなければならないことから、富山市や高岡市とも相談の上、やはりもっと時間をかけて議論しなければならないという結論に至りました。こうしたことから、富山高岡広域都市計画区域については、「当面」存置することとして、マスタープランの見直しを行うという結論に至ったものです。各市町村の都市計画区域のあり方については、それぞれの市において、市民に参加いただいて、議論していただく必要があるのではないかと考えております。

次に、世帯の話についてご説明します。スクリーンには、富山高岡広域都市計画区域内の世帯数を示しています。青色の線は都市計画区域全体の世帯数、赤色の線はそのうちの市街化区域内の世帯数です。左半分は実績値です。平成17年の値として215.8、吹き出しで「平成17年実績21万5775世帯」と書いてあるのが、先ほどご覧いただいたマスタープランの本文に記載の世帯数です。

この傾向がそのまま続くとすると、さらに世帯数は増えていくと推計しています。富山市や高岡市において中心市街地活性化の計画を策定し、まちの中心に住んでいただくという取り組みを行っておられます。今回のマスタープランの将来フレームの設定に当たっては、その施策を反映させた上で推計したものが、計画案の中で示した数値です。各市における取り組みを踏まえた上で、世帯分離は進むものと推計しています。

ちなみに、将来人口についても同じく区域全体の人口と市街化区域内人口の双方を推計しています。推計では、市街化区域の中においても、区域全体においても減少するものと見込んでいます。

(委員)

1点目について事情は分かりました。相当の議論をする時間がなかったということだと思います。ただ合併をしてそろそろ10年です。マスタープランは、本来10年先、20年先を見越して作るものです。すでに半分の10年が過ぎようとしていることを考えると、決して時間がなかったわけではないと思います。さらなる努力をお願いしたいと思います。

(事務局)

委員がおっしゃいますように、マスタープランは長期で20年、中期で10年となっており、それぞれにおいて理念や施設関係の計画を掲げています。市町村合併が平成16年から17年に進みましましたので、そろそろ10年たつというのは間違いのない事実です。先ほど事務局からご説明したように、今の線引き制度の線引きをするかしないかによる違いが、土地利用や開発、さらに都市計画税の面で影響してきます。例えば、富山市においては現実に市街化区域内において都市計画税がプラスアルファでかかっています。制度面でかなり違いがある

ので、その地域に住んでいらっしゃる方々にしてみると、ある日突然変更されるという事態になりかねません。そのあたりの実態をご理解いただくには時間がかかることをご理解いただきたいと思います。

しかしながら、委員のご指摘のとおり、富山市は大きな富山市になりました。一つの市の中に二つの制度がある点について、富山市も認識しているところです。その点につきましては、少しずつではありますが、現在関係の市及び県で制度を変えた先事例などを勉強しているところです。一朝一夕で変更はできないと思いますが、そういった地道な勉強などを踏まえて、検討を続けていきたいと思っています。ご理解のほどよろしく申し上げます。

(委員)

隣の県で関わってきた事例を申し上げますと、能美市は線引きを廃止しました。それから、白山市は逆に線引きしていないところに線引きをしました。はたから見ると、随分おかしな線引きなのです。こんなに空いているのかと思うくらいの飛び地でも線引きをしました。合意を得るために、当局のものすごい努力があったと思います。何度も地元説明を行い、ご理解いただいた結果だと思っています。

長い目で見れば、それが同じ市になったという市民の自覚にもつながるのではないのでしょうか。当然、本来は合併より先にその辺の議論をしておくべきであったと思うのですが、今となっては恐らく不都合なところを後回しにして、そこは合併後に検討することになったのだと思います。ただ、そろそろ10年が経ち、これから10年先、20年先のことを考えるのであれば、もう確実に議論をスタートしなければいけない時期に来ているのではないかと思います。

それと、私は前回欠席したので富山市の意向はよく分かりませんが、富山高岡広域都市圏としての広域調整の枠組みで進めること自身は、方向性としては間違っていないし、これを解消するのはいかがなものかと思います。

(会長)

言葉の問題ですが、旧市街では「居住者の高齢化が進み、住民の転出による空き家等の発生（オールドタウン化）」と書いてあるのですが、「オールドタウン」とはそういう意味で使うのでしょうか。旧市街は必ずしも空き家とは決まっていません。ただ古くて、昔から人が活動している場所をオールドタウンというのですが、ここでは空き家が発生してオールドタウン化したと言っています。ゴーストタウン化と言うと弊害があるので、そのような表現にできないのだと思いますが、ゴーストタウン化の方が分かりやすいのではないのでしょうか。オールドタウン化というのは、用語の使い方として正しいのですか。

(委員)

会長がおっしゃるように、この文脈でオールドタウン化と書くのは、ニュアンスとして非常に微妙な表現だと思います。「オールドタウン」と表記したとき

に、本来は古い町並みが残っているようなよいイメージを持ちますが、この文脈だと空き家が増えていて、あまりよくないイメージにつながる表現になっているので、少し違和感があります。

(事務局)

この表現については、括弧の中の「オールドタウン」という言葉は削除することで調整させていただきます。

(委員)

今の部分に関連して、郊外の住宅団地で空き家が発生しているという問題がマスタープランの1ページで挙げられているのですが、それに対する対策あるいは方針についてその後は何も書かれていないような気がします。読み落としかもしれませんが、その辺について説明いただければと思います。

(事務局)

対応する施策としては、6ページの「都市計画の基本理念」の「快適で活力ある都市づくり」の五つ目の「インターチェンジや鉄道駅などの都市基盤を有効に活用した計画的な整備・開発や、公共交通沿線における都市機能の集積、優良農地の保全など、それぞれの地域の特性に応じたメリハリのある土地利用の誘導」とか、その下の「鉄軌道、フィーダーバス、路線バス・コミュニティバスなどの公共交通機関の維持・活性化による、県内各都市のネットワーク化の推進」という部分が該当します。具体的な例としては、徐々に公共交通が立ち行かなくなっている現状に対し、市町村によってはコミュニティバスを導入するなど、行政として人離れを回避する取り組みを行っています。結局、どこに住むかについては個人の選択になるものですから、公共として取り組める範囲での取り組みとなります。公営住宅を建てるという案もあるのですが、入れ物を作るだけでは駄目なので、公共交通での支援が主な対策となっています。

各市町村も悩みながら施策を講じているところで、現状ではまだ十分ではございませんが、引き続き取り組んでいかなければならない部分なので書かせていただいています。

(委員)

具体的な取り組みが難しいことは理解できますが、今ご説明いただいた6ページのところから直接的な対策が読み取れないので、もう少し積極的な対策があればよいと思います。

(会長)

以前の審議会でも、空き家対策について説明があったと思います。空き家が多く困っている一方で、所帯が分離して所帯数が増えています。その人たちが必

ずしも空き家に住むことはないかもしれないけれども、空き家が全然埋まらず、新しい家ができていくという現状はうまくマッチしません。口で言うのは易しいけれども、現実にとしたら実行できるかという点になると、非常に難しいと思います。

これを見ていると、インターチェンジや鉄道駅の都市基盤の整備など中心市街地の活性化と反することを同時に行っています。要するに、自動車が使いやすくなり、郊外が住みやすくなるわけです。口で批判するのは簡単ですが、統一的なことがなかなかできていません。総括的にあれもこれもやろうとしているから、めりはりがありません。めりはりはないけれども、総括的なことを行っているから皆さんを満足させてくれるのです。そこが社会で生きることの一般的な難しさだと思います。なかなかいい知恵が浮かばないのですが、何か案があればお願いします。

(委員)

それぞれの市町村、特に富山、高岡、射水市で具体的に考えていただいているところですが、どこまで個別具体的なものを出せるか、また、あまり個別具体的なものを出してしまうと縛りをかけることになります。富山県の都市計画は他の県と似ているような気がするのですが、富山県はこれを受けてしっかりやっつけていかなければいけないと思います。

富山県の場合は、先ほどから公共交通の話が出ています。公共交通について市町村なり県、あるいは国との関係で、私のところにもよく相談があるけれども、実はそれほど大きな金を使っていないのですから、もう少しきめ細かく自由に合意形成できないものかと思います。それぞれの市がコミュニティバスを使っていますが、別々になっているので、一緒にやっていくような方向性に向かうとよいと思いました。いずれにしても、あまり細かく広げないで、アバウトな形にされたらいいのではないかと思います、話を聞いていました。

(委員)

基本的なことですが、これは10カ年計画ではありません。平成33年なので、今から言えば7カ年計画です。本来は23年に作っておかないといけないものが遅れているということですが、次回の10カ年計画はきちんと33年に間に合わせるつもりなのでしょうか。今回は7カ年計画で仕方ないのですが、いきさつをよく知らないものですから、その辺のお考えをお聞かせください。

(事務局)

ご指摘のとおり、専門小委員会をつくって慎重に審議いただいたこともあり、時間はかかりましたが、目標年次の平成33年に向けて、そのときの社会経済情勢をしっかりと踏まえた上で、県の新しい総合計画や各市の総合計画を加味して見直していきたいと思います。

(委員)

誰もが納得する案というのは難しいので、あまり整理できないものなのかもしれないと思います。

(会長)

たくさん意見が出ましたが、それに付け加えたいという方はおられますか。では、まとめに入ります。議案第1号については、富山市、高岡市、射水市の表示は注記するなど、図面と一致するように正確に表記していただきたいという意見が出ました。表示の仕方については事務局にお任せしますが、市民が見て分かるように、図面と文字の表記が一致するようにお願いします。

その上で、基本的に原案どおりの議決ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議がないようですので、議案第1号は基本的に原案どおり可決しました。次に、議案第2号について原案どおり議決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、原案どおり可決しました。

本日の議決事項はこれで終わりです。最後に事務局から連絡事項はありますか。

(事務局)

事務局からご連絡させていただきます。次回の都市計画審議会ですが、開催時期が未定です。開催時期は、案件が出そろって決まり次第、またご連絡を差し上げますので、どうかよろしく願いいたします。以上です。

3. 閉会

(会長)

それでは、これもちまして第165回富山県都市計画審議会を終了します。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

平成 26 年 7 月 11 日

富山県都市計画審議会会長 細川俊彦

議事録署名人

富山県都市計画審議会委員 石黒厚子

富山県都市計画審議会委員 西井啓子